

## 富山県自転車活用推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県自転車活用推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、自転車の活用推進を図るため、富山県自転車活用推進事業費補助金交付要領に定める要件を満たした事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象団体)

第3条 この要綱において、補助事業者とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市町村（一部事務組合、市町村等で構成される協議会・任意団体を含む。以下同じ。）
- (2) NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人）、ボランティア団体及び市民活動団体等の非営利団体
- (3) 民間事業者（営利を目的としない補助事業の場合に限る。）

(補助率、補助額及び対象経費について)

第4条 補助金の補助率、補助限度額及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他参考となる資料（事業の実施内容が具体的にわかる資料）

（交付の決定）

第6条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じた現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更する場合には、補助事業者は、あらかじめ、変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次条に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。

（軽微な変更）

第8条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 事業内容を変更すること。
- (3) 事業費の20%以上の変更をすること。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、規則第12条に規定する実績報告書(様式第5号)を当該交付決定に係る事業の完了の日から起算して一か月を経過した日又は事業完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書(様式第6号)
- (2) 収支決算書(様式第7号)
- (3) 支出の根拠を示す資料(領収書等)
- (4) 記録写真等活動の実績を明らかにする資料
- (5) その他参考となる資料

(概算払)

第10条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合は、補助金の概算払をすることができるものとする。

2 補助事業を行う者は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。ただし、消費税及び地方消費税を補助対象経費に含めない場合は、この限りでない。

2 知事は、補助事業者から前項の報告があった場合は、補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額相当額の補助金の全額又は一部の返還を命じるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。